

お客さま各位

はくさん信用金庫

休眠預金等のお取り扱いについて

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

平成30年（2018年）1月から施行される「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下、「休眠預金等活用法」といいます。）にもとづき、お客さまからお預かりしている長期間異動がない預金（以下、「休眠預金等」といいます。）につきましては、平成31年（2019年）以降毎年一定の期日に、当金庫において公告を行ったうえで預金保険機構へ移管させていただきますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

なお、休眠預金等活用法にもとづき、預金保険機構に移管された預金等につきましては、お客さまの申出により払戻しをさせていただきます。

<休眠預金等の定義>

1. 「休眠預金等」とは、休眠預金等活用法第2条6項に規定する預金等であって、最終異動日等から10年を経過した預金等をいいます。（次頁の表の「預金等の種類」が該当します。）
2. 「最終異動日等」とは、預金等に係る次の①～④のうち最も遅い日をいいます。
 - ① 当該預金等に係る異動が最後にあった日
 - ② 当該預金等に係る預入期間や計算期間の末日など
 - ③ 当該預金等に係る預金者等への通知を発送した日（当該通知が当該預金者等に到達した場合に限ります。）
 - ④ 当該預金等について預金等に該当することとなった日
3. 当金庫における「異動」とは、以下の事由をいいます。
 - （1）法定の異動事由
引出し、預入れ、振込の受入れ、振込による払出し、口座振替等による当該預金等に係る預金額の異動等の事由をいいます。次頁の表のお取引が該当します。
 - （2）当金庫が行政庁から認可を受けた異動事由
当金庫が認可を受けた預金種類ごとの異動事由は、次頁の表のお取引が該当します。

【異動にあたるお取引】

預金等の種類	法定の異動事由	当金庫が認可を受けた異動事由						ご契約内容の変更 など
		通帳			証書			
		発行	記帳	繰越	発行	記帳	繰越	
当座預金	・引出し ・預入れ ・振込の受入れ ・振込による払出し ・口座振替その他の事由による預金額の異動 ・手形又は小切手の提示等による第三者からの支払の請求（当金庫が把握できる場合に限る） ・預金者等による公告の対象となっている預金等に対する情報提供の求め	-	-	-	-	-	-	○ ※6
普通預金		○	○ ※1	○	-	-	-	○ ※2 ※5 ※6 ※7
貯蓄預金		○	○ ※1	○	-	-	-	○ ※2 ※6
納税準備預金		○	○ ※1	○	-	-	-	○ ※6
通知預金		-	-	-	○	-	-	○ ※3 ※6
期日指定定期預金		○	○	-	○	○	-	○ ※4 ※6
自由金利型定期預金								
変動金利定期預金		○	○	-	○	○	-	○ ※4 ※5 ※6 ※7
自動継続期日指定定期預金								
自動継続自由金利型定期預金								
自動継続変動金利定期預金		○	○	-	○	○	-	○ ※5 ※6 ※7
積立定期預金								
定期積金								
財形預金								
マル優	休眠預金等活用法では対象外となる預金等となります。							

※1：窓口端末での記帳時に、記帳する取引がない場合を除きます。

※2：キャッシュカードの再発行をいいます。

※3：解約予定日の設定・変更をいいます。

※4：方式変更（通帳式から証書式または通帳式、証書式から通帳式への変更）をいいます。

※5：総合口座への組入・組入解除をいいます（平成31年3月1日以降のものに限ります）。

※6：紛失・盗難等による注意コードの設定・解除をいいます。

※7：総合口座等複数の預金等を組み合わせた商品において、組み合わせ対象の他の預金等に異動が生じたことをいいます（総合口座への組入・組入解除については、平成31年3月1日以降のものに限ります）。

以上

（参考） [金融庁ホームページにおける休眠預金等活用法特設ページ](#)

令和2年9月7日